台廟玉章三十條 全

口仁9
4111

台廟玉章三十條

門 D仁9
號 1111
冊

宮城県図書館蔵

一人の生涯動じ奪はれざる忠孝なる
二道なり、聖賢の教、皆此道
を説かざるなし、

一忠孝は天地の大義、先祖
父母の恩に報ずる義なり、
人たるの道は、此義を記ふ事にて
畢竟高ぶる朝廷の時の

暇なく勤る事皆役をまぬかれん
ことあたはず然るに士を始めとしあ
業ある者は農工商にいたるまで奴婢
においては人に随ふ役をまぬかるべからず
らく安逸の身にておもふべからず偏に
主君の洪恩祖先の勤労を尊ぶ
事なるまじ一飯一食とも其恩を
思ひおもふべし君父の恩を忘
るゝものは不忠の咎難遁事有
その源を思ふべし
一 奉公するものも人毎に君主の
意に叶はんと思はぬものはなけれど
し縁て運合せんとおもひいふ
御しき事ともいひなすとも御しき
事をなし却て君の意に応
ぜざる儀多くしも偽りものなるは

先
ますます生ぜんとせば、第一の思惟と
雖せんとおもふ。奉ぜずして、勢の
羅漢沙金ならんと思ふ。問ていはく、
いかなる者か、仏の位
に到るべき。答ていはく、果報
沙門、果報婆羅門、仏義の全とを行ず、
身沙門、婆羅門、共ともに
うるべし。又、問ていはく、
雖ども、人の思惟
はいまだすまざるに、
異進せんと、修禅加せんとして、後悔
事もしれず。もう役沙門、勤め言行
沙門、相無き、貪欲すず、懈怠
貪瞋を治せんとおもふ。
授けば、事を、あ業を修すべし。
親ちかの者、春りに沿ぬ。
うまれて、年竟に奉ぜず、精粮
月の情、未だ沙門、又毎沙

一 あるいは堵[墻]をしるしとなし、
見出しまた賭して
勝負をなすべし、
一 夫婦の互をもって
成るべきの道理なきものの
ごとく、人倫の義をもって書
を離れざるべきの一端なり、

一 うるおう道の事なれば、離るべからざる
ものなり、
一 朋友と交わるべき道なり、
親しき中にも礼を
高ぶらざるべきの義なり、
一 学ぶべきの道、
学問を打ち捨てざる事なり、
拙劣なる事を恥じざる事なり

賢こうに成られるものと侮り慢ん
と思うて成れば世の法と事と異なる
ず所の人の秘蔵するものと不申
と所のつりうも絶果しうる
事なれば蔵すべきうの拙
しう詞と知るべし
偽れいんと在国をとし
思いないつるも云お事負へし

人く詞をくれられ羅人元
の中ふくいるの事をうの
世をの云ふ物事を程ふ真
人の前諸ふいうる賞し故も
形に物をうしいるし別れ
ふ事をもの有り結く情也し
所れく紙の月に鄙の紙すして時と意
しく紙のうを月に成れる武士の

君子は此の條あらざる
故人を切責あるべからず
人を責るに恕を以て
己れを責るに厳を以て
高位を要ずる勿れ
奴婢の軽んじ難へぬるもの
ひとりとして教育に
飢寒を苦しめ難難と
寒
難

世恵しの要道
ふるの通解
らく明らかに
恐
只恐んで
して
七
ことを
一を見て
不恵の

事ハ我身のうへに思ひあはせられ
義の道にそむくへし
一 若キ者ハ無分別にて義ニ背く事
多かるへし 若し父代りの人ありて異見
くわへ時遅く帰らんと心を用ひ
一 人毎に色を好み友に誘ひ事かり
あしきと我色を好むの事ハいかりす
る義なり人の色を好み我を見ておそる
色を我よりも恐れて見る事に似たり
おこし姑をもちもの事を企て
まへ油断する事色をこのミ油断ならず
なりとの異見をは古き人のことはの如く
隠しての我おのれハ不もしおさへ
事なくある
一 事ハすこしもおこたらん嫁をもちては甚
害と成後悔して 一人の恨を

家の事ハ婦しらいでかなはぬわざ也とかや[illegible]
縫ハ[illegible]性質[illegible]人情[illegible]し
一 我身性急[illegible]嫉妬[illegible]
[illegible]縫ハ[illegible]我両[illegible]を
[illegible]の[illegible]
一 年[illegible]時ハ一旦の[illegible]若
父の恩[illegible]我父母の[illegible]
[illegible]の時ハ[illegible]親族朋

一 女の貞見[illegible]これ也[illegible]
[illegible]身の思ひより[illegible]人の
貞見[illegible]
[illegible]
一 [illegible]賤[illegible]人の
[illegible]賤[illegible]
[illegible]の[illegible]流[illegible]
事[illegible]

一

士の中に書て有るものなれども
書く志ありて其の中に家易ふ
る事ありて古の書に行はれざる
易する知らざること
常なり人は若しもとうの鏡
なれば祝部が神に禮儀なく
なるべし今奉公の者と稱
人に敬動しく人に事なき

一

お金人藝能人くらつきの
類なりとなれば仕方無し
中にも相撲を大事に預
相撲ふ人に奉の實義の違
しかつけ方の迷
朝と文と事と
の行ひ可しうと
能とやうなれば能のものに
能とやうなれば大事の

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

一

一

一

年生涯小さき時を佩刀とし槍
い[illegible]る事[illegible]
武花の[illegible]打鐘の鐘[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]武[illegible]人[illegible]誇
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
花人[illegible]
[illegible]
[illegible]軍[illegible]
[illegible]
[illegible]
人[illegible]忠[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

やまの春とも形なきすがた
文学は忠孝の道と学ぶふるまひ
人々身の分限をわきまへて遷善と
自ら心へし　詩歌作文すべて
小ぶし心をあらはしこの道
風を好まし　忠孝の和
をもとなすふるまひ　忠孝と
ともに学問して世法

小論法の海法をふ
題

本二十篇　法論法書長信年
久敬

長億院殿に明を奉り歌法
の序ふかうのうち忠孝
[illegible]

うのこと冊子の中ちがいます

甲文蒐集者比良鐵